**平成２６年（フ）第１０５号**
栃木県足利市五十部町398番地７　豊和ハイツーＡ223号
債務者　福地　正雄
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

**平成２６年（フ）第１２８７１号**
千葉県松戸市六実６丁目17―１　セレーノ・メリディオＢ―104
債務者　佐藤　貴嗣
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１２８７２号**
東京都武蔵村山市大南１丁目150―１―103
債務者　三瓶　昭彦
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１２８７３号**
埼玉県川口市大字安行北谷521―５
債務者　吉田江里子（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１２８７４号**
千葉県千葉市若葉区千城台北１丁目26―２―302
債務者　熊川　修一（旧姓寺坂）
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１２９８７号**
東京都武蔵野市吉祥寺北町１丁目28―26―107
債務者　武田　悠也
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１２９８８号**
東京都杉並区井草５丁目１―16
債務者　松尾　智子（旧姓早川）
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１３０４１号**
東京都葛飾区西亀有３丁目32―10―207　サンシティⅢ番館
債務者　宮本　誠之
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１３０４９号**
東京都板橋区大谷口北町44―１、住民票上の住所埼玉県朝霞市本町１丁目20―40―201
債務者　オビアガンワイベ紗己（旧姓渡部）
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第３号**
埼玉県さいたま市北区日進町２丁目1429―７
債務者　石川千惠子
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第４号**
東京都江東区大島７丁目39―３―201
債務者　金　　宣廷
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第１５号**
東京都稲城市大丸356―１
債務者　小口真由美
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１８２３号**
横浜市鶴見区尻手２丁目８番18―202号
債務者　石山　浩一
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１９４２号**
神奈川県茅ヶ崎市若松町16番43号　コーポ白菊102
債務者　山本　広光
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１０４０号**
東京都八王子市八木町５番１―502号
債務者　大沼　高浩
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部